

兵庫土建一般労働組合阪神支部

阪神支部青年部運営規則

- 第1条 本青年部の名称は、兵庫県土建一般労働組合阪神支部青年部(以下、本青年部という)といい、事務所を兵庫土建阪神支部(以下、支部という)事務所内におく。
- 第2条 本青年部は、組合の目的達成と青年部員の交流をはかり、教養をたかめ、技術を練磨し、建設産業の発展を目的とする。
- 第3条 本青年部は、支部組合員にして満 35 歳未満のものを以て構成する。ただし、特に本青年部役員会の承認を得たものは構成員とする事ができる。
- 第4条 本青年部の機関は、青年部総会と青年部役員会の 2 種とする。
- (1) 青年部総会は、本青年部の最高の議決機関であって、年 1 回定期的に青年部長が招集する。また、青年部役員会及び青年部員が必要と認めるとき(過半数の開催要求があるとき)は青年部長は臨時に総会を招集しなければならない。
- (2) 青年部役員会は、本青年部の執行機関であり、青年部総会で選出した役員を以て構成する。役員会は適宜、青年部長が招集し開催する。
- 第5条 本青年部に次の役員をおく。
- ① 青年部長 1 名 ② 副青年部長 2 名 ③ 書記長 1 名
④ 会計 1 名 ⑤ 幹事若干名
- 任期は、次期総会までとし、再選は妨げない。
- 第6条 本青年部の経費は、当面、支部青対部の予算及び必要に応じて徴収する行事参加費等を以て運営する。
- 第7条 (付則)
- (1) 本規則の改廃は、青年部総会においておこなう。ただし、支部幹事会の承認を以て効力を発する。
- (2) 本規則にない事項については、組合同規約等に準じて協議し、決定する。
- (3) 本規則は、「支部幹事会」平成 12 年 6 月 12 日に於いて承認し、「青年部総会」平成 12 年 6 月 27 日より実施する。

以上